各務原市重度障害者住宅改善助成事業実施要綱

（平成１９年３月３０日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は　在宅の重度の身体障害者又は知的障害者（以下「重度障害者」という。）及びこれらの者と同居する者に対し、住宅を重度障害者に適するよう改善整備するための資金を助成することにより、重度障害者の日常生活の利便を図り、もって重度障害者の自立した生活の促進及び家族介護者の負担の軽減に寄与することを目的とする。

（対象者）

第２条　助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、当該重度障害者と同居している世帯又は同居しようとする世帯の生計中心者の前年の所得税額が７万円以下の世帯に属する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要と認めたものとする。

（１）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する次に掲げる者及びこれらの者と同居している者若しくは同居しようとする者

ア　肢体不自由　上肢若しくは下肢障害１級から３級まで又は体幹障害１級若しくは２級の者

イ　視覚障害１級又は２級の者

ウ　心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（以下「内部障害」という。）を有する者で身体障害者福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）により車椅子の交付を受けているもの

（２）岐阜県療育手帳に関する規則（平成１２年岐阜県規則第７２号）第３条第２項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、同規則別表の最重度又は重度の障害を有するもの及びこれらの者と同居している者若しくは同居しようとする者

（助成対象経費）

第３条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、重度障害者の日常生活の利便を図るため、既存の住宅の居室、浴室、洗面所、台所、玄関、廊下

等の設備、構造等を重度障害者に適するよう改善するために要する経費とする。

（助成の額）

第４条　助成の額は、助成対象経費（７０万円を限度とする。）から他の住宅改善助成制度による助成額を差し引いた額に、別表に定める助成率を乗じた額とする。

２　前項の規定にかかわらず、重度障害者が満６５歳以上の対象者については、助成対象経費の限度額を２０万円とする。

（助成の制限）

第５条　岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業又は各務原市高齢者住宅改善助成事業により貸付け又は助成を受けた住宅は、この要綱による助成の対象としない。

２　助成は、同一住宅に対して１回とする。ただし、重度障害者の障害が著しく変化する等の理由により、市長が新たに住宅改善が必要と認めた場合は、この限りでない。

（助成の申請）

第６条　助成を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、重度障害者住宅改善助成申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第４号に掲げる書類については、借家又は借間の場合のみ提出するものとする。

（１）住宅改善工事の見積書の写し

（２）住宅改善工事設計書（様式第２号）又はこれに類する設計書

（３）改善を要する箇所の写真

（４）住宅改善承諾書（様式第３号）

（助成の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書等を審査の上、助成の可否を決定し、住宅改善助成金支給決定・却下通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成の決定に当たり住宅改善工事の内容等に関し、指示又は指導を行うことができる。

（完了届出書の提出）

第８条　助成の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、住宅改善工事が完了したときは、速やかに住宅改善工事完了届出書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）住宅改善工事の請求書の写し
（２）改善した箇所の写真

（助成の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定により住宅改善工事完了届出書の提出があったときは、現況調査を行った上で助成の額を確定し、住宅改善助成金確定通知書（様式第６号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の支給請求等）

第１０条　助成対象者は、前条に規定する通知書を受けたときは、住宅改善助成金支給請求書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、助成対象者に対し助成金を支給するものとする。

（助成金の支給決定の取消し等）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の支給の決定を取り消し、既に支給した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（１）住宅改善工事の内容が第６条に規定する申請書の内容と著しく異なるとき。
（２）助成の申請、助成金の請求等に関し、不正の行為があったとき。
（３）助成の対象となった住宅改善工事が中止されたとき。
（４）この要綱の規定に違反したとき。

（重度障害者が死亡した場合）

第１２条　市長は、助成の対象となった重度障害者が住宅改善工事の完了前に死亡したときは、助成金の支給予定額の範囲内で必要と認める額を支給することができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日決裁）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　平成１９年分の所得課税年額が確定しない者に係る助成については、当該所得課税年額が確定するまでの間、改正後の第２条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２２年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月３１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市重度障害者住宅改善助成事業実施要綱の規定は、令和８年度以後の予算に係る助成について適用し、令和７年度以前の予算に係る助成については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

所得階層区分	助成率
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する被保護世帯又は生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯	１００／１００
生計中心者の前年の所得税額が１５，０００円以下の世帯	８０／１００
生計中心者の前年の所得税額が１５，００１円以上７０，０００円以下の世帯	６０／１００

備考　当該金額に１円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

様式第１号（第６条関係）

重度障害者住宅改善助成申請書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

郵便番号　　－
申請者　住　　所
氏　　名
電話番号　　－
世帯番号　　－　　－

下記のとおり、各務原市重度障害者住宅改善助成事業実施要綱第６条の規定により、住宅改善に係る助成を申請します。なお、世帯の所得状況を地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されること及び調査のための住宅への立入りを承諾します。

１　対象となる重度障害者の状況

ふりがな 氏　　名		申請者との続柄	
生年月日	年　　月　　日（満　　歳）		
住　　所	各務原市		
□身体障害者　□上肢障害　□下肢障害　□体幹障害　□視覚障害　□内部障害 □１級　□２級　□３級 □知的障害者　□Ａ１　□Ａ２　□Ａ 手帳番号　第　　号　交付年月日　年　　月　　日 障害名　[　　]			

２　申請者の世帯等の状況（生計中心者に、備考欄に◎をつけてください。）

	氏　　名	続　柄	年　齢	職　　業	備　　考
世帯の状況					

住宅の状況	土地	□自己所有地　□借地	建物	□持家　□借家　□借間

３　改善箇所及びその内容

改善箇所　□居室　□浴室　□洗面所　□便所　□廊下 □台所　□玄関　□その他（　　） 改善の内容

◎添付書類　　①改善工事設計書　②見積書　③工事箇所写真

4　工事予定期間　　着　工　　年　　月　　日

　　完　了　　年　　月　　日

5　改善に要する経費等

経　費　総　額		
施　工　業　者	住　　所	
	業 者 名	
	代表者名	
	電話番号	

6　資金計画（借入金がある場合は借入れ先を、その他に該当がある場合は具体的内容をそれぞれ備考欄に記入してください。）

区　　分	金　　額	備　　考
各務原市補助金		
自　己　資　金		
借　　入　　金		
そ　　の　　他		
計		

7　市確認欄

1　対象となる重度障害者の状況

2　住宅の状況

3　改善の内容（効果）

4　生計中心者の所得の状況

　前年の所得税額

　費用負担階層区分

　□A助成率 100／100　　□B助成率 80／100　　□C助成率 60／100

5　総合意見欄

年　　月　　日　　確認者　職・氏名

様式第２号（第６条関係）

住　宅　改　善　工　事　設　計　書

改善箇所を朱線で明示してください。

（説　明）

※　設計書は、別に作成の図面でも可とする。

様式第３号（第６条関係）

住　宅　改　善　承　諾　書

年　　月　　日

家　主　　住　　所
氏　　名
電話番号　　－

私の所有する下記住宅の改善につき承諾します。また、転居などの場合に現状回復に要する費用については、市に請求いたしません。

記

借家人	住所（住宅の所在地）	
	氏　　名	
改善の内容		
条件		

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

住宅改善助成金支給決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のありました住宅改善に係る助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　次のとおり支給します。

助成金の額　　円

助成の対象とする改善の内容

……

……

２　次の理由により支給しません。

……

……

（教示）

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第８条関係）

住　宅　改　善　工　事　完　了　届　出　書

年　　月　　日

（宛先）各　務　原　市　長

申　請　者　　住　所
氏　名

年　　月　　日付けで住宅改善に係る助成を申請した工事について、下記のとおり完了したので届出します。

記

１　工事に要した経費　　円

２　改善箇所

３　工事期間

着　工　　年　　月　　日
完　了　　年　　月　　日

※　市確認欄 担当者意見 年　　月　　日 確認者

添付書類

１　改善工事代金請求書の写し
２　改善した箇所の写真

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

住 宅 改 善 助 成 金 確 定 通 知 書

年　　月　　日付け　　第　　号をもって支給決定通知をし、年　　月　　日付けで工事完了届出書の提出がありました住宅改善に係る助成金について、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

助成金確定額　　円

助成金確定額の算定
（改善に要した額または　　万円のうちいずれか低い額－他の制度による助成額）×助成率＝補助金確定額

様式第７号（第１０条関係）

住 宅 改 善 助 成 金 支 給 請 求 書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住所

氏名

　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって確定通知がありました住宅改善に係る助成金の支給を請求します。

請求金額　　円

振　込　先

金融機関	本店 支店	
預金口座	種　別	普　通　・　当　座
	番　号	
ふりがな 口座名義人		